

答申書

平成23年12月20日

安曇野市代表監査委員 千國 寛一 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 宮澤 正士

第1 審査会の結論

安曇野市監査委員が、異議申立人の情報公開請求に対して、「訴訟に関する弁護士との打合せ経過が記載された文書」を公開することができないとした部分は、妥当である。
しかし、非公開文書のうち、答弁書及び鑑定書は、公開すべきである。

第2 異議申立て等の経過

- 1 平成23年3月17日付けで、異議申立人は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号。以下、「本件条例」という。）に基づき、「平成2年7月ごろに旧豊科町に対してなされた住民監査請求（村田コレクション関連）の監査結果と監査の経過がわかる文書のすべて」についての情報公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成23年3月29日付けで、安曇野市監査委員（以下、「実施機関」という。）は、本件請求に対し、情報公開決定期間を延長する旨の決定を行い、異議申立人に通知した（22監査Aア-9第1号）。
- 3 平成23年4月13日付けで、実施機関は、本件請求に対し、前項で期間延長した情報公開決定期間をさらに延長する旨の決定を行い、異議申立人に通知した（23監査Aア-9第1号）。
- 4 平成23年4月19日付けで、実施機関は、本件請求に対し「個人に関する情報・法人に関する情報」、「事務等に関する情報」は、本件条例第7条第2号、3号及び6号に該当し、公開することができないとして、部分公開とする決定を行い（以下、「本件決定」という。）、異議申立人に通知した（23監査Aア-9第2号）。
- 5 平成23年5月26日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

- 1 異議申立ての趣旨は、本件決定は、情報公開条例の運用として不適切であるため、実施機関は部分公開決定処分の内容を見直し、部分公開の範囲を広げて公開すべきであるというものである。
- 2 異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。
公開できない理由に挙げられた「訴訟に関する弁護士との打合せ経過のため」について、裁判が和解解決し、監査結果も報告されて20年を経た現在では、既にその理由は意味を

なさないから、非公開とされた文書のうち、「町と弁護士との打合せ」に関する文書は、公開しても何ら問題はないはずである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が、理由説明で行った主張は、おおむね以下のとおりである。

1 第7条第3号について

「訴訟に関する弁護士との打ち合わせ経過が記載された文書」（以下、「本件文書」という。）における弁護士の見解は、弁護士という事業を営む個人の事業活動に関する情報であり、本件条例第7条第3号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

訴訟に関する打合せにおいて、弁護士は、専門的知識・経験に基づく判断を述べているので、本件文書を公開すると、弁護士の業務上のノウハウに関する情報が公開されることになり、弁護士としての個人の事業活動に不利益を与えることが明らかである。

よって、本件条例第7条第3号に該当する。

2 第7条第6号イについて

本件文書には、訴訟に関する打合せ経過が記載されているため、訴訟中であれば、公開することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるとして非公開となることは明らかである。既に結果が出た過去の訴訟に関するものであっても、結果に至る打合せ経過が記載された文書である以上、同様のおそれがあり、結果が出たからといって公開すべきとはいえない。

よって、本件条例第7条第6号イに該当する。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、行政情報公開制度の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加を促進することを目的として制定されたものである。本件条例の運用にあたっては、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、市の諸活動を市民に説明する責任を全うすべき理念は十分に尊重されなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件文書について

審査会において、本件文書の内容及び構成を確認した結果は以下のとおりである。

(1) 平成2年1月24日付け1月31日提出の住民監査請求に関する文書

本件文書のうち、平成2年1月24日付け1月31日提出の住民監査請求に関する文書（以下、「本件文書1」という。）は、同監査請求、及び、旧豊科町が村田新蔵氏より同氏との間の贈与契約が存在しないとして訴えられた訴訟に関し、旧豊科町及び旧豊科町議会の関係者を集めて行われた今後の対応方針に関する代理人弁護士との打合せに係る文書であり、打合せ内容が記載された打合せ議事録、同監査手続において提出された代理人弁護士作成の答弁書、弁護士の見解を示した鑑定書によって構成されている。

また、これらの文書は、一体として管理されている。

(2) 平成2年9月4日に提出された住民監査請求に関する文書

本件文書のうち、平成2年9月4日に提出された住民監査請求に関する文書（以下、「本件文書2」という。）は、同監査請求手続において提出された代理人弁護士作成の

答弁書である。

3 本件文書の条例第7条第3号該当性について

- (1) 本件条例第7条第3号は、事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものについては非公開にできる旨を規定している。本件実施機関は、本件文書が当該規定に該当することを理由に非公開としているので、その妥当性について以下検討する。
- (2) 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする（弁護士法第3条第1項）。また、地方税法第72条の2によれば、弁護士業は個人の行う事業のうち第3種事業（同第3項、第9項第8号）とされている。よって、弁護士が「事業を営む個人」に該当することは明らかである。
- (3) 事業を営む個人の「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業所得の状況等に関する情報をいうところ、弁護士が住民監査請求及び民事訴訟における代理人として依頼者を行う打合せ、書面の作成及び提出は、当然に弁護士の業務（事業）に含まれ、その打合せ、書面の作成及び提出に関する情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する。
- (4) 「公開することにより当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」には、財産的利益に限らず、非財産的利益も含まれる。

「不利益を与えることが明らかであると認められる」かどうかの判断に当たっては、事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、事業を営む個人の性質や権利利益の内容、性質等に応じ、当該事業を営む個人の権利保護の必要性を十分考慮して適正に判断する必要がある。

ここで、弁護士は、依頼者との打合せにおいて、依頼者との信頼関係に基づき、依頼者から機密事項を聴取したり証拠資料の提示を受ける。そして、依頼者から取得した情報を基に、法律の専門家としての知識や経験を用いて、当該事件に関する対応方針や見通しを示すことになる。また、打合せの経過においては、証拠資料が不足していたり、依頼者の説明が十分でない場合もあり、弁護士は、その時点で判明している限られた情報に基づき暫定的な判断をすることも考えられ、複雑な案件では、何度も打合せを重ねてようやく結論に至るということも考えられる。

かかる打合せの経過内容や依頼者のみに提示した弁護士としての判断が公開されることは、自らの専門的知識、経験、価値観などが明らかにされることであり、まさに法律の専門家としてのノウハウを公に開示することになるが、弁護士が依頼者に提供する専門的知識は各弁護士によって異なり、価値観も多様である。弁護士は、同一の資格を有する法律の専門家ではあるが、事業を営む個人として、相互に競争関係にあるといえるため、各弁護士の専門知識や経験、価値観、ノウハウは保護される必要があり、他の弁護士に知られること自体が業務上の不利益となると考えられる。

また、開示された弁護士の専門知識や価値観、ノウハウが社会的評価の対象となるが、限られた情報に基づく弁護士の暫定的な判断内容が公にされると、当該弁護士の専門的知識や能力に対する誤解を生むことが考えられるし、また、打合せ経過が文書に記録された場合、前後の関係なく弁護士の発言のみが独り歩きをすることも考えられるなど、結果としてその弁護士の社会的信用・評価などに不当な影響を及ぼし、業務上の不利益を与えることになる。

よって、依頼者との打合せ経過が記載された文書は、公開することにより、弁護士の業務に不利益を与えることが明らかであると認められる。

(5) 本件文書について

ア 本件文書が、いずれも、事業を営む個人である弁護士の事業に関する情報に該当することは前記のとおりであるが、これを開示することが当該弁護士の業務に不利益を与えることが明らかであると認められるかについて判断する。

イ 本件文書1について

(ア) 本件文書1のうち、弁護士との打合せ内容が記載された議事録は、住民監査請求及び村田新蔵氏との間の訴訟が提起されて間もない時期の打合せに関する議事録であり、弁護士は、その後も旧豊科町との打合せを継続し、旧豊科町から追加説明や追加資料等の提供を受けて、監査請求及び訴訟に対する具体的な方針や対応を決定していたものと考えられる。かかる打合せ経過の一段階において弁護士が旧豊科町に提供した専門的知識や判断内容を開示することは、前記(4)のとおり理由で、当該弁護士の業務に不利益を与えることが明らかである。

よって、本件文書1のうち、弁護士との打合せ経過が記載された議事録は、条例第7条第3号に該当し、非公開とすべき情報であると判断する。

なお、異議申立人は、裁判が和解決着し、監査結果も報告されて20年を経た現在では、弁護士との打合せ経過を公開しても何ら問題はないはずであると主張するが、既に解決した過去の事件に関する打合せ経過であっても、弁護士としての専門知識や価値観、ノウハウが開示されることによる不利益は同様である。

(イ) もっとも、本件文書1のうち、議事録と一体として管理されている答弁書は、被請求人である旧豊科町の主張を書面で提出することを求める内部規定に基づき代理人弁護士が作成して提出したものであり、監査請求に対する旧豊科町としての主張を公式にまとめたものであるから、開示することにより当該弁護士の業務に不利益を与えることが明らかであるとは認められない。

よって、本件文書1のうち、答弁書は、条例第7条第3号には該当せず、同条項によって非公開とすることは認められないと判断する。

(ウ) また、同じく議事録と一体として管理されている鑑定書は、弁護士が依頼者である旧豊科町長宛に弁護士としての見解を示した文書である。打合せ経過における口頭による判断の提示とは異なり、鑑定書として提出した以上、事実関係の精査と法律の適用を慎重に検討した結果としての最終的判断が記載されていると考えられるし、弁護士の判断として第三者による検討の対象とされることを想定して作成された文書であると考えられる。よって、開示することにより、当該弁護士の業務に不利益を与えることが明らかであるとは認められない。

よって、本件文書1のうち、答弁書は、条例第7条第3号には該当せず、同条項によって非公開とすることは認められないと判断する。

ウ 本件文書2について

本件文書2は、既に住民監査請求手続きにおいて提出された答弁書であり、被請求人である旧豊科町の主張を書面で提出することを求める内部規定に基づき代理人弁護士が作成して提出したものであり、監査請求に対する旧豊科町としての主張を公式にまとめたものであるから、開示することにより当該弁護士の業務に不利益を与えることが明らかであるとは認められない。

よって、本件文書1のうち、答弁書は、条例7条第3号には該当せず、同条項によって非公開とすることは認められないと判断する。

4 本件文書の条例第7条第6号イ該当性について

- (1) 本件文書1のうち、弁護士との打合せ経過が記載された議事録は、既に述べたとおり、条例第7条第3号に該当し、非公開とすべき情報であると判断するため、条例第7条第6号イ該当性については判断するまでもない。

そこで、本件文書1のうち、条例第7条第3号には該当しないと判断した答弁書及び鑑定書及び本件文書2の答弁書について、条例第7条第6号イ該当性を検討する。

- (2) 本件条例第7条第6号は、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アからオまで掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公開にできる旨を規定している。同号イは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を支障の要件としている。
- (3) 市等の地方公共団体や国が、一方の当事者となる訴訟等においては、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められ得べき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、同号イは、そのような情報を公開しないことができるとするものである。
- (4) また、本件条例第7条第6号の当該事務又は事業の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の適用に当たっては、「適正」とは、公開することにより生ずる支障のみでなく、公開することによって将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる場合も含むが、公開することによる「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、「おそれ」については、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと解される。

- (5) 本件文書について

ア 答弁書について

本件文書1及び本件文書2の答弁書は、前記のとおり、既に各住民監査請求手続きにおいて被請求人である旧豊科町の主張を書面で提出することを求める内部規定に基づき提出済みのものであり、監査請求に対する旧豊科町としての主張を公式にまとめたものである。既に各監査請求手続きは終了して監査結果も報告されているため、公開することにより、当該各監査請求における旧豊科町の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないし、公式な主張として既に相手方当事者である請求人にも文書の内容が明らかになっていることからして、公開することにより将来の同種の住民監査請求に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、答弁書は、本件条例第7条第6号イには該当せず、同条項によって非公開とすることは認められないと判断する。

イ 鑑定書について

本件文書1のうち、鑑定書については、住民監査請求手続きにおいて、旧豊科町の主張を裏付ける公式資料として提出されたものではないようであるが、既に各監査請求手続きは終了して監査結果も報告されているため、公開することにより、当該各監査請求における旧豊科町の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。また、当該鑑定書は、弁護士の判断として第三者による検討の対象とされることを予定して作成された文書であると考えられるため、公開することにより将来の同種の住民監査請求に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められ

ない。

よって、答弁書は、本件条例第7条第6号イには該当せず、同条項によって非公開とすることは認められないと判断する。

第6 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査経過

- 1 平成23年6月6日 情報公開審査諮問
- 2 同年7月12日 口頭意見陳述、実施機関の理由説明、審議
- 3 同年9月2日 審議

以 上